

# 主任介護支援専門員向け 研修フローチャート

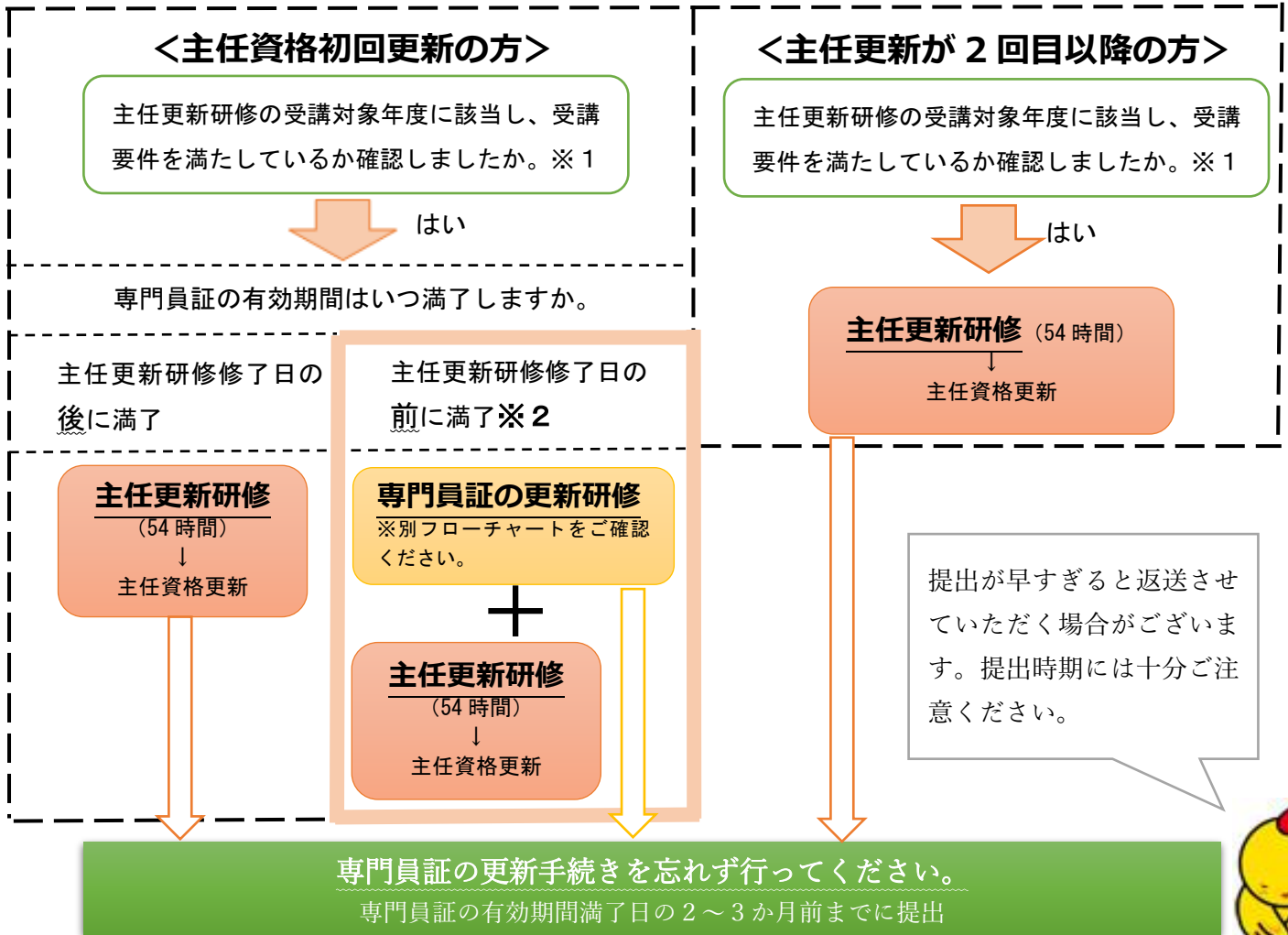


Q&A  
はこちら！



## <注意事項>

- 主任資格は有効期間内に「主任更新研修」を修了することで更新できます。（研修修了後に主任資格の更新手続きは必要ありません。）
- 介護支援専門員証（以下、「専門員証」という。）の更新には手続きが必要です。手続きを怠り、専門員証の有効期間が切れると同時に主任資格も失効しますのでご注意ください。
- 主任更新研修を修了することで、介護支援専門員証の更新のための研修は免除されます。（主任研修では免除されません。）



## <フローチャート注意事項>

- ※1 受講対象年度及び受講要件の詳細は、研修実施機関である兵庫県介護支援専門員協会のホームページをご確認ください。
- ※2 主任更新研修修了前に専門員証の有効期間が満了する方は、専門員証の更新研修の受講が必要です。更新研修受講後、専門員証の有効期間の2～3か月前までに高齢政策課に更新手続きを行ってください。
- ※ 対象者は原則として兵庫県登録の方です。

## <専門員証と主任有効期間の置き換え交付について>

※有効期間の置き換えが可能な方は、主任更新研修修了によって更新する専門員証の有効期間が主任資格よりも後に満了する方です。（専門員証の有効期間を短縮し、主任の有効期間に合わせる方法のみ認められているため）

※置き換え交付についてご不明点等ありましたら、高齢政策課へメールでお問い合わせください。

koreiseisaku@pref.hyogo.lg.jp